

洋上風力発電関連産業等の立地促進策検討事業 業務委託仕様書

1 業務目的

千葉県内では、「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」（以下「再エネ海域利用法」という。）に基づき、銚子市沖、いすみ市沖、九十九里沖の3海域において、洋上風力発電の導入に向けた取組が進められている。

そのため、県では、洋上風力の導入を契機として、本県経済の活性化を図るべく、令和5年度及び令和6年度に調査事業を実施して、洋上風力関連産業の立地を促進するために必要な情報収集、また課題等を整理・分析するとともに、立地促進策等について検討・整理してきたところである。

本業務では、これらの調査結果を踏まえ、洋上風力発電に関連するエネルギー・環境、デジタル、マテリアル、バイオなどの成長が期待される産業分野の中から、早期に本県（外房地域／県全域）※に立地する可能性が見込まれる産業分野を見出し、具体的な企業等の抽出、さらに、それらの企業に対する立地促進策を検討・整理することを目的とする。

※本調査では、特に外房地域への立地する産業・企業を想定しているが、産業分野によっては、外房地域への立地が難しいことが想定されるため、その場合は県全域を対象とする。

2 委託業務の概要

- （1）委託期間：令和7年8月から令和8年3月19日（木）まで
- （2）予定価格（上限）：30,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

3 業務内容

- （1）洋上風力発電に関連するエネルギー・環境、デジタル、マテリアル、バイオなどの、成長が期待される産業分野の中から、本県（外房地域／県全域）に立地する可能性が見込まれる産業分野を、10程度抽出すること。なお、抽出する産業分野の一つとして、風車製造など、洋上風力に直接的に関連する産業（例：タワー、ブレード、発電機等）を含むこと。
- （2）抽出した産業分野別に、本県（外房地域／県全域）に立地の可能性のある企業等のリストを作成した上で、その中から、中期的に本県（外房地域／県全域）への立地が期待できる企業等をそれぞれ3社程度抽出すること（全体で30社）。
- （3）抽出した企業等へのヒアリング調査等の結果を踏まえ、それら関連企業等に対応した本県（外房地域／県全域）への立地促進策を作成すること。
- （4）（2）の企業等へのヒアリング調査に加えて、本県に立地が期待できる企業等を抽出するための根拠となる事例や企業等に係る先進地視察（国内または海外）を1回実施すること。

※参加者は県職員2名程度とし、県職員の旅費は自己負担とする。また、視察先との日程調整や、視察先に支払う謝金、その他必要となる経費の支払いは、受託者が行うこと。

【業務実施に当たっての留意事項】

- ① 立地する可能性が見込まれる産業分野を抽出した理由（例：今後の成長性、外房地域との親和性、近年の業界企業の投資実績、サプライチェーンの優位性、グリーン電力調達へのニーズなど）、また、その産業を抽出した考え方・理由や手法を、定性的、定量的に記載すること。
- ② 本県に立地の可能性のある企業等のリストの作成や、その中から中期的に本県（外房地域／県全域）へ立地が期待できる企業等の抽出に当たって、それぞれどのような考え方・理由で抽出したのか、その手法（例：産業用地のインフラ条件、企業の中期経営計画等の整合性など）を記載すること。なお、企業等のリストは国内企業に限定せず、海外企業も含め、広く対象とすること。
- ③ 中期的に本県（外房地域／県全域）へ立地する可能性が期待できる企業等の抽出に当たっては、企業等へのヒアリング調査を必ず実施することとし、特に、立地可能性が高いと考えられる場合は、十分に確度を確認すること。（ヒアリング調査を行う企業等の数の指定はしない）
- ④ ヒアリング企業の選定に当たっては、産業用地のインフラや分譲中の工業団地の状況を踏まえる必要があるため、県から適宜情報共有することとする。
- ⑤ ヒアリング調査に先立って、企業の立地促進に必要な基礎的な情報や、外房地域の特性及び今後目指すべき方向性等を分析し、資料を作成すること。さらに、作成した資料を基に、ヒアリング企業に対して開示可能な概要版資料を、対象企業ごとにカスタマイズして作成し、ヒアリング調査時に使用すること。また、これらの資料は、本事業の進捗やヒアリング等の状況に応じて適宜改訂を重ねること。
- ⑥ ヒアリング調査は委託先事業者が主体的に実施することとし、ヒアリングの際に提示する資料の作成や日程調整、質問項目の作成、訪問記録の作成等、ヒアリングの実施のために必要な事務も併せて行うこと。なお、ヒアリングは、原則として県職員が同行する点に留意すること。同行する際の県職員の旅費は、本業務の実施に要する費用には含めない。
- ⑦ 立地促進策の作成に当たっては、県が取り組むべき内容とその根拠、その他必要な取組を、時間軸とともに、具体的に提案すること。
- ⑧ 令和6年度に県が実施した調査「洋上風力発電関連産業の立地促進策を検討するための調査事業」では、ドローン、蓄電池、風力発電等の産業を調査しているため、その結果（関連企業のリスト等）も活用すること。

4 貸与資料

令和5年度及び令和6年度に県が実施した洋上風力関連産業の立地促進に係る調査の結果については、契約締結後に受託者に貸与する。

5 結果報告

令和7年12月頃を目途に、本事業の進捗状況の中間報告を行うこととし、業務完了後には、業務の内容及び成果が分かる実績報告書（様式任意）を作成し、結果報告を行うこと。報告の時期については、契約の締結後に県と受託者で協議の上、決定するものとする。

6 業務の実施方法

- (1) 本業務の実施に当たっては、綿密に県と必要な協議及び打合せを行うとともに、県の指示に従い、誠実に業務を進めるものとし、業務の進捗状況について随時報告を行うこと。また、本業務の実施に当たっては、柔軟に対応するものとし、業務目的を達成するために県が求める事項は、最大限実現できるよう努めること。
- (2) 受託者は、契約締結後、速やかに業務実施計画を提出し、県と協議の上、委託業務の詳細内容及び各作業の実施時期を決定すること。

7 成果品

- (1) 報告書 3部 (簡易製本 (A4版))
(2) 電子媒体 一式

※本業務で得たすべての成果品の著作権は、県に帰属するものとし、県の承諾なく第三者に貸与及び公表してはならない。

8 経費

本業務の実施に要する一切の費用は、委託料に含むこと。ただし、備品等財産の取得に関わる費用は含めないものとする。

9 その他

- (1) 委託業務の実施に当たっては、県と十分協議し、その指示及び監督を受けなければならない。
- (2) 本仕様書に記載されていない事項については、県の指示に従うこと。
- (3) 本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合には、県と協議すること。
- (4) 受託者は、この契約に基づく業務を処理するために、県から提供された資料等あるいは県に引き渡す資料等の漏洩及び紛失がないよう、その管理を徹底するとともに、県の承諾なく複写及び複製してはならない。また、委託業務終了後は速やかに県に返還するものとし、電子情報にあっては、当該電子情報を復元できないよう適正に処分しなければならない。